

令和8年熊本地震による被災者の医療

令和8年熊本地震に関する、被災者の診療、窓口対応、診療報酬等の取扱いについて、以下の通りまとめました。

なお、この内容は令和8年7月31日現在で判明している取扱いを示したものです。また本文書記載の根拠となった、厚生労働省発出の事務連絡等については、厚労省ホームページ「令和8年熊本地震について」に掲載されている通知等に基づくものです。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75047.html)

全国保険医団体連合会

I. 被災者が受診した場合の取扱い

マイナ保険証又は資格確認書、公費負担医療受給者証 が無くても診療できます

1. 保険診療を受ける際の原則

保険診療を受ける際には、原則、被マイナ保険証又は資格確認書等による資格確認が必要になります。確認した内容に基づいて通常と同様に取り扱うことが原則です。

2. 患者がマイナ保険証又は資格確認書を提示できない場合

令和8年熊本地震による被災に伴い、患者がマイナ保険証又は資格確認書等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等で提示できない場合は、以下の取扱いとなります（260728 医療課事務連絡）。

（1）社保の取扱い

氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

（2）国保又は後期高齢者医療の患者

氏名、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）、国保組合の患者の場合は組合名を確認することにより受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

3. 公費負担医療の受給者である場合

公費負担医療の受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難している等で受給者証等を提示できない場合は、各制度の対象者であることの申し出を受けて、氏名、生年月日、住所等を確認することにより受診できます。また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。確認した内容はカルテに記録しておきます。

（260728 各公費対応部局合同事務連絡）

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

被爆者健康手帳（認定疾病の場合においては認定書及び被爆者健康手帳）の提出ができない場合においても、医療機関において、被爆者健康手帳の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外の医療機関でも受診できます。

なお、毒ガス障害者救済対策事業の医療手帳が提出できない場合についても同様です。

(2) 感染症の予防及び感染症の患者（結核患者）に対する医療に関する法律

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の結核患者に対する医療に係る患者票の提出ができない場合においても、医療機関において、患者票の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、結核指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(3) 難病の患者に対する医療等に関する法律

特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、受診する指定医療機関と当該医療受給者証に記載する指定医療機関の名称が異なる場合においても受診できるものとし、さらに、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(4) 特定疾患治療研究事業

特定疾患治療研究事業の受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、同事業の委託契約を結んだ医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(5) 肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

肝炎治療特別促進事業の受給者証又は肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の参加者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証又は参加者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、同事業の指定医療機関等以外の医療機関でも受診できます。

(6) 児童福祉法

① 療育券の提出ができない場合においても、医療機関において療育券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

② 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けた医療費支給認定保護者等が、医療受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、当該医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定小児慢性特定疾病医療機関以外の医療機関でも受診でき

ます。

(7) 母子保健法

養育医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、養育医療券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(8) 生活保護法

医療券の提出ができない場合においても、医療機関において、被保護者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び福祉事務所名を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(9) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

本人確認証の提出ができない場合においても、医療機関において、被支援者であることを申し出、氏名、生年月日、住所及び支援給付の実施機関名を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(10) 戦傷病者特別援護法

療養券の提出ができない場合においても、医療機関において、療養券の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、指定医療機関以外の医療機関でも受診できます。

(11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、医療機関において自立支援医療受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、受診できます。

また、緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載する指定自立支援医療機関の名称が異なる場合においても、事後的に支給認定の変更を行うことで差し支えないものとし、さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診できます。

4. 「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療取扱い

(260729 環境省大臣官房環境保健部企画課事務連絡)

公害医療手帳、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳、石綿健康被害医療手帳がなくても、①各制度の対象者であることの申出、②氏名、③生年月日、④住所、⑤手帳の交付を行った自治体名又は機関名を確認することにより、慢性気管支炎等の公害認定疾病、水俣病や水俣病にも見られる四肢末梢優位の感覚障害又は神経症状等、石綿救済法指定疾病に係る受診ができます。

5. かかりつけの医療機関等で診療を受けられず既往歴や服薬の情報を把握できない場合

- (1) 熊本県内の被用者保険の被保険者及びその被扶養者、国保・後期高齢者医療の被保険者の方が被災し避難したとき、かかりつけの医療機関等で診療が受けられなくなっている場合があります。
- (2) その中には、既往歴や服薬の情報を把握できない方がおられますが、適切な医療を速やかに提供するためには、罹患情報を把握することが有効であることから、被災者の同意を得た医療機関及び保険者から照会があれば、①支払基金九州審査事務センター熊本分室、②熊本県国保連合会からその方の罹患情報を提供する取扱いが示されました（以下【問い合わせ先】を参照）。

※なお、この取扱いは、今回の熊本地震に限定した取扱いとなります。また個人情報保護の取扱いについては十分に留意することが示されています。

【問い合わせ先】

- ① 支払基金九州審査事務センター熊本分室

https://www.ssk.or.jp/saigai/saigai_r080728/saigai_r080728_1.files/saigai_r080728_5.pdf

- ② 国保連合会

https://www.kokuho-kumamoto.or.jp/kiji003931/3_931_2495_up_sr5o5y31.pdf

Ⅱ. 診療報酬等の請求の取扱い

(※令和8年7月28日医療課事務連絡に基づく。なお請求の取扱いは、「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(平成25年1月24日医療課事務連絡)に基づくとされているため、「被保険者証等」を「マイナ保険証又は資格確認書等」と読み替えてご覧ください)

1. 被保険者証等を提示せずに受診した患者に係る請求の取扱い

- (1) 医療機関は、「受診の際に確認した被保険者の事業所等や、当該患者が過去に受診した医療機関への問い合わせ」や「医療機関窓口での確認」等を行い、可能な限り保険者等を記載する。
- (2) 保険者を特定できた場合は、当該保険者番号をレセプトの所定の欄に記載する。
なお、被保険者証の記号・番号が確認できた場合は当該記号・番号を記載し、確認できない場合は明細書の欄外上部に赤色で**不詳**と記載する。
- (3) 保険者を特定できない場合は、「住所」又は「事業所名（患者に確認できた場合は、連絡先も）」について明細書の欄外上部に記載した上で、国保連と支払基金で別々にレセプトを束ねて請求する。また、提出先が不明なレセプトについては、医療機関の判断で基金と国保のどちらかに提出する。
- (4) 保険者が特定できない場合の診療報酬請求書の記載方法について、国保連分は、当該不明分の診療報酬請求書を作成する方法（通常通り、国保分と後期高齢者分を区分してそれぞれ診療報酬請求書を作成すること）で記載する。支払基金分は、診療報酬請求書の備考欄に未確定の旨を明示し、その横に一括して所定事項（件数、診療実日数及び点数等）を記載する。

※ただし、国保連により取扱いが異なる場合があるため、可能な限り確認して下さい。

2. 一部負担金の減額、免除、徴収猶予の措置を受けた患者の取扱い

※令和8年7月30日現在、一部の保険者が申請により一部負担金の減免・支払猶予を行っています。

- (1) 一部負担金の減免、徴収猶予の措置を講じられた患者については、当該措置の対象となる明細書と対象とならない明細書を別にして請求する。
- (2) 減免、徴収猶予の措置に係る明細書については、明細書の欄外上部に赤色で**災1**と記載するとともに、同一の患者について、措置の対象となる明細書と対象とならない明細書がある場合には、双方を2枚1組にし、通常の見細書とは別に束ねて提出する。
- (3) ただし、同一の患者について、措置の対象となる診療と対象とならない診療等を区別することが困難な明細書については、赤色で**災2**と記載することとし、被災以前の診療に関する一部負担金等の額を摘要欄に記載する。
- (4) 減免、徴収猶予の措置に係る明細書の減額割合等の記載については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)に基づき記載する。

＜参考＞明細書の減額割合等の記載について

○入院における「負担金額」の項、入院外における「一部負担金額」の項

- (1) 健康保険、国民健康保険及び退職者医療の場合は、患者の負担額が「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。

また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

- (2) 後期高齢者医療の場合で、高齢者医療確保法第 69 条第 1 項の規定に基づき広域連合長から一部負担金の減額を受けた者の場合は、「割」の単位で減額される場合には、減額割合を記載して「割」の字句を○で囲み、「円」の単位で減額される場合には、減額後の一部負担金の金額を記載して「円」の字句を○で囲む。また、負担額が免除される場合は「免除」の字句を○で囲み、支払いが猶予される場合は「支払猶予」の字句を○で囲む。

3. 公費負担医療の受給者である場合の請求の取扱い

(全制度共通)

公費負担者番号（8桁）、受給者番号（7桁）が確認できた場合にはそれぞれ記載し、このうち公費負担者番号（8桁）を記載した場合は住所を記載する必要はない。また、公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合は、摘要欄の先頭に「不詳」と記録する。

(各制度の取扱い)

1. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- (1) 医療機関等は、原爆医療の対象の申し出があった場合は、可能な限り「認定疾病医療」（法第 10 条関係）若しくは「一般疾病医療」（法第 18 条関係）であったかを特定する。
- (2) (1)により特定ができた場合は、診療報酬明細書（以下「明細書」という）の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による認定疾病医療「18」、一般疾病医療費「19」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。なお、同一の者について「18」と「19」を請求する場合には、それぞれ別々の明細書で請求する。
- (3) どうしても特定できない場合は、当該患者の明細書については、上部左上空欄に赤色で原爆と表示するとともに、摘要欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する。

2. 毒ガス障害者救済対策事業

医療機関等は、毒ガス障害者救済対策事業で受診した者の請求については、広島県健康福祉局被爆者支援課（電話番号 082-513-3109）、福岡県福祉労働部保護・援護課（電話番号 092-643-3301）又は神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課（電話番号 045-210-4907）に必ず照会した上で、毒ガス障害者医療費請求書を用いて広島県健康福祉局被爆者支援課に請求する。

3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

医療機関等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 37 条の 2 の結核患者に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる 2 桁の法別番号（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による結核患者の適正医療「10」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求する。

4. 難病の患者に対する医療等に関する法律

医療機関等は、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に規定する特定医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担番号に含まれる2桁の法別番号（難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療「54」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

5. 特定疾患治療研究事業等

医療機関等は、特定疾患の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費「51」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で本事業の対象疾患名を記載の上、審査支払機関に請求する。

6. 肝炎治療特別促進事業

医療機関等は、肝炎治療特別促進事業に係る医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付「38」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

7. 児童福祉法

- ① 医療機関等は、児童福祉法第20条の児童に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による療育の給付「17」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。
- ② 医療機関等は、児童福祉法第19条の2の小児慢性特定疾病医療支援の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療支援「52」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、可能な範囲内で当該小児慢性特定疾病医療支援の対象疾病名を記載の上、審査支払機関に請求する。

8. 母子保健法

医療機関等は、母子保健法第20条の未熟児に対する医療の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（母子保健法による養育医療「23」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

9. 生活保護法

医療機関等は、生活保護法による医療扶助で受診した者の請求については、原則として、福祉事務所に必要な事項を確認し、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（生活保護法による医療扶助「12」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

10. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

医療機関等は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付で受診した者の請求については、原則として、支援給付の実施機関に必要な事項を確認し、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（中国残留邦人等の円滑な帰国

の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第2項に規定する医療支援給付「25」を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

11. 戦傷病者特別援護法

医療機関等は、戦傷病者特別援護法第4条第1項第2号の認定を受けた戦傷病者の当該認定に係る公務上の傷病に対する医療を取り扱った場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（戦傷病者特別援護法による療養の給付「13」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

12. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療機関等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第24項に規定する自立支援医療（更生医療、育成医療及び精神通院医療）の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号に含まれる2桁の法別番号（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による更生医療「15」、育成医療「16」及び精神通院医療「21」）を付すとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求する。

※1 明細書については電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求する。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えない。

※2 電子レセプトにより請求する場合においては、以下の点を参考にする。

① 公費負担者番号が確認できない場合には、「法別2桁+888888（6桁）」を記録し、併せて摘要欄の先頭に「住所」を記録する。

また、受給者番号が確認できない場合は、「9999999（7桁）」を記録する。

② 公費負担者番号が確認でき、受給者番号が確認できない場合においては、「9999999（7桁）」を記録し、摘要欄の先頭に「不詳」を記録する。

※3 IIの2の（3）（本資料5枚目）において「赤色で災2と記載する」とされているものについては、公費負担者番号及び公費受給者番号を記載し、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、摘要欄の先頭に「災2」を記録する。

4. 「公害健康被害の補償等に関する法律」「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」「石綿による健康被害の救済に関する法律」等に係る公費負担医療の請求の取扱い

（1）公害医療手帳

医療機関等は、慢性気管支炎等の公害認定疾病についての療養の給付を取り扱った場合は、認定を受けた都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第4条第3項の政令で定める市（下記アドレス（独立行政法人 環境再生保全機構 HP）のPDF3枚目の一覧表の自治体）に照会した上で、公害診療報酬請求書及び公害診療報酬明細書等を用いて当該自治体に請求する。

https://www.erca.go.jp/asbestos/news/2026/pdf/20260729_1.pdf

（2）水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳等

医療機関等は、水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく医療手帳、水俣病被害者

手帳、水俣病認定申請者医療手帳、水俣病要観察者等医療手帳及びメチル水銀に係る健康影響調査研究事業要綱に基づく医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（下記別表参照）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要はありません。

（３）石綿健康被害医療手帳

医療機関等は、石綿健康被害医療手帳の対象の申し出があった場合、明細書の記入に当たっては、公費負担者番号（認定疾病に係る医療「６６１４１０１１」）を付すとともに、氏名欄の余白に住所を記載し、審査支払機関に請求する。

ただし、受給者番号が確認できた場合には記載することとし、この場合においては住所を記載する必要はありません。

（別表）水俣病総合対策費補助金交付要綱に基づく公費負担者番号

			熊本県	鹿児島県	新潟県	新潟市
医療事業	医療手帳	医療介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳（療養手当あり）	医療介護	51433019 88433016	51463016 88463013	51153013 88153010	
	水俣病被害者手帳（療養手当なし）	医療介護	51433027 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
	保健手帳	医療介護	51433027 88433024	51463024 88463021	51153021 88153028	
申請者医療事業		医療介護	51433035 88433032	51463032 88463039	51153039 88153036	51153047 88153044
メチル水銀健康影響調査研究事業		医療介護	51433043 88433040			

5. 電子レセプトの記録に係る留意事項

（１）保険者を特定できた場合

保険者を特定した場合であって、被保険者証の記号・番号が確認できない場合

- ① 被保険者証の「保険者番号」を記録する。
- ② 被保険者証の「記号」は記録しない。
- ③ 「番号」は「99999999（９桁）」を記録する。
- ④ 「摘要」欄の先頭に「不詳」を記録する。
- ⑤ 保険者番号が不明な場合には、「保険者番号」は「99999999（８桁）」を記録し、摘要欄に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡を記録する。

（２）保険者を特定できない場合

- ① 「保険者番号」は「99999999（８桁）」を記録する。
- ② 被保険者証の記号・番号が確認できた場合は記号・番号を記録する。

- ③ 被保険者証の記号・番号が確認できない場合は上記（１）と同様、「記号」は記録しない、「番号」は「999999999（９桁）」を記録する、摘要欄の先頭に住所又は事業所名、患者に確認している場合にはその連絡先を記録する。
- （３）Ⅱの２の（２）（本資料５枚目）において「赤色で災１と記載する」とされているものについては、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「96」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災１」と記録する。
- またⅡの２の（３）（本資料５枚目）において「赤色で災２と記載する」とされているものについては、レセプト共通レコードの「レセプト特記事項」に「97」、保険者レコードの「減免区分」には該当するコード、摘要欄の先頭に「災２」と記録する。
- ※システム上の問題等によりこれらの方法によって電子レセプトによる請求ができない場合には、紙レセプトにより請求する。

以上